

○鴻巣市地域防犯カメラ等設置補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 2 5 日 告示第 9 0 号

鴻巣市地域防犯カメラ等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、鴻巣市防犯のまちづくり推進条例（平成 2 0 年鴻巣市条例第 7 号）に基づき、地域における防犯活動を支援し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、地域防犯カメラ及び地域防犯カメラの設置を示す看板（以下「地域防犯カメラ等」という。）を購入し、及び設置する自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域防犯カメラ 地域の防犯を目的として公共の場所（道路、公園その他の不特定多数の者が自由に往来し、又は出入りする場所をいう。）を撮影対象に設置する常設の画像記録装置を有する映像機器及びこれに附属する機器をいう。
- (2) 自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された住民自治組織をいう。

(補助対象団体)

第 3 条 補助金の交付の対象となる団体は、自治会とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域防犯カメラの設置に係る事業とし、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域防犯カメラは、自治会が所有し、及び設置すること。
- (2) 地域防犯カメラの設置について、設置場所を管轄する警察署から助言を受け、かつ、自治会の総会、役員会等における議決等により、地域の合意を得ていること。

- (3) 市長が別に定める指針に基づき、地域防犯カメラの設置及び運用に関する規程を策定していること。
- (4) 第8条第1項に規定する交付決定を行った日の属する年度内において市長が別に定める期日までに地域防犯カメラ等の設置工事を完了できること。
- (5) 次条第1項に規定する費用の全てを自治会において負担していること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 地域防犯カメラの購入及び設置工事に要する費用
- (2) 地域防犯カメラの設置を示す看板の設置に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

- (1) 地域防犯カメラの機能維持を目的とした保守、修繕等の維持管理に要する費用並びに移設、撤去及び処分に要する費用
- (2) 電気料金（地域防犯カメラを運用するための電力の受給に要する費用）
- (3) 土地、建物等の使用、取得又は補償に要する費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1自治会につき、1年度当たり20万円を限度とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会は、市長が別に定める期日までに、鴻巣市地域防犯カメラ等設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第5条第1項各号に掲げる費用の見積額を証する書類
- (2) 地域防犯カメラ等の配置予定図
- (3) 自治会の規約の写し
- (4) 第4条第2号に規定する警察署から助言を受けていることを証する

書類

- (5) 第4条第2号に規定する地域の合意を得ていることを証する書類
- (6) 第4条第3号に規定する地域防犯カメラの設置及び運用に関する規程
- (7) 収入支出予算書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、鴻巣市地域防犯カメラ等設置補助金交付決定通知書（様式第2号）又は鴻巣市地域防犯カメラ等設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした自治会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たり、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の着手）

第9条 補助対象事業の着手は、交付決定の後に行うものとする。

（補助対象事業の変更等）

第10条 交付決定を受けた自治会（以下「交付決定団体」という。）は、補助対象事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、鴻巣市地域防犯カメラ等設置事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）に市長が別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額を増額することはできないものとする。

（補助対象事業の変更等の承認）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更又は中止を承認するか否かを決定し、鴻巣市地域防犯カメラ等設置事業変更（中止）承認・不承認通知書（様式第5号）により当該申請をした交付決定団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（実績報告）

第 12 条 交付決定団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに鴻巣市地域防犯カメラ等設置事業実績報告書（様式第 6 号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第 5 条第 1 項各号に掲げる費用の額を証する書類
- (2) 地域防犯カメラ等の配置図
- (3) 地域防犯カメラ等設置後の現場写真等
- (4) 収入支出決算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

（補助金の額の確定）

第 13 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合するものと認めたときは、交付する補助金の額を確定するとともに、鴻巣市地域防犯カメラ等設置補助金確定通知書（様式第 7 号）により当該報告をした交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第 14 条 前条の規定による補助金確定通知を受けた交付決定団体は、鴻巣市地域防犯カメラ等設置補助金交付請求書（様式第 8 号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第 15 条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、鴻巣市地域防犯カメラ等設置補助金交付決定取消等通知書（様式第

9号)により交付決定団体に通知するものとする。

- 3 交付決定団体は、前項の通知書により補助金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(書類の整備等)

第16条 交付決定団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 交付決定団体は、補助対象事業により取得した財産について、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、地域防犯カメラ等を設置した日から5年を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。